



## 『人事／労務シリーズ』 第3回（試用期間について）

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(第52号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

我が国においては、労働者を採用する際に、入社後3ヶ月から6ヶ月程度の試用期間が置かれていることがあります。これは当該労働者が従業員として適格性を有するかを観察し、本採用するか否かを決定する期間として設定されていることが多いと思われます。実務的には、試用期間中の勤務状況等を理由として、試用期間中又は試用期間満了時に解雇又は本採用拒否がなされることがありますが、そもそも試用期間についてはどのような法的性質を有するかについて様々な議論されてきたことともあり、問題となるケースが少なくありません。

本コラムでは、試用期間について、その法的性質に触れた上で、本採用拒否に関する法的な検討の他、実務上問題となる点を解説いたします。

※全文ご覧いただくにはこちらの URL から  
・『人事／労務シリーズ』第3回(試用期間について)  
(<https://www.clo.jp/column/4004/>)

~~~~~

【この記事に関するお問い合わせ先】

弁護士 半田 昇 ([handan@clo.gr.jp](mailto:handan@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

[clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....  
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/> )

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.  
.....